

秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第十九号

秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第三章 略</p> <p>第四章 雑則（第三十九条）</p> <p>附則</p> <p>（従業者）</p> <p>第二条 条例第二条第一項に規定する指定介護療養型医療施設（以下単に「指定介護療養型医療施設」という。）（療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる員数以上</p> <p>二・三 略</p> <p>四 栄養士又は管理栄養士 療養病床が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一人以上</p> <p>五 略</p> <p>2 略</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 略</p> <p>附則</p> <p>（従業者）</p> <p>第二条 条例第二条第一項に規定する指定介護療養型医療施設（以下単に「指定介護療養型医療施設」という。）（療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる員数以上</p> <p>二・三 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>

3 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法に規定する老人性認知症疾患療養病棟を有する病院として必要とされる員数以上
二 五 略

六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一人以上

七 略

4 第一項第五号、第二項第二号並びに前項第二号、第三号及び第七号の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

5 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第一項第五号及び第三項第七号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人とする。

6 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者でなければならない。ただし

3 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法に規定する老人性認知症疾患療養病棟を有する病院として必要とされる員数以上
二 五 略

六 略

4 第一項第四号、第二項第二号並びに前項第二号、第三号及び第六号の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

5 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第一項第四号及び第三項第六号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人とする。

6 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設に条例第十九条第一項に規定するユニット型指定介護療養型医療施設（以下単に「ユニット型指定介護療養型

患者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。入院

7 第一項第五号、第三項第七号及び第五項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合には、当該指定介護療養型医療施設の他の職務に従事することができる。

8・9 略

(指定介護療養施設サービスの提供の方針)

第十二条 略

2 略

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。

(施設サービス計画の作成)

第十三条 略

2・6 略

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

8・10 略

11 第二項から第九項までの規定は、前項の施設サービス計画の変更について準用する。

12 計画担当介護支援専門員は、第十項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない

「医療施設」という。)を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

7 第一項第四号、第三項第六号及び第五項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合には、当該指定介護療養型医療施設の他の職務に従事することができる。

8・9 略

(指定介護療養施設サービスの提供の方針)

第十二条 略

2 略

(施設サービス計画の作成)

第十三条 略

2・6 略

7・9 略

10 第二項から第八項までの規定は、前項の施設サービス計画の変更について準用する。

11 計画担当介護支援専門員は、第九項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない

13| い。
一・二 略

(計画担当介護支援専門員の責務)

第二十一条 計画担当介護支援専門員は、第十三条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一・三 略

四 第二十九条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。

(勤務体制の確保等)

第二十二條 略

2 略

3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第三条第一項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)
第二十三條 略

12| い。
一・二 略

(計画担当介護支援専門員の責務)

第二十一条 計画担当介護支援専門員は、第十三条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一・三 略

四 第二十九条第二項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。

(勤務体制の確保等)

第二十二條 略

2 略

3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)
第二十三條 略

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 略

三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

四 略

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(揭示)

第二十五条 略

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第二十九条

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 略

三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 略

(揭示)

第二十五条 略

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)
第二十九条 条例第十七条第一項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会を定期的開催すること。

四 従業者に対し、事故発生の防止のための研修を定期的に行うこと。

2| 指定介護療養型医療施設は、条例第十七条第三項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

(記録の整備)

第三十一条 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該入院患者の退院の日から五年間保存しなければならない。

一 五 略

六 第二十九条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(設備)

第三十二条 条例第二十条第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 条例第十九条第一項に規定するユニット（以下単に「ユニット」という。） 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。

(一) 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 略

(2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの条例第十九条第一項に規定する共同生活室（以下単に「共同生活室」という。）に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) ・(4) 略

2| 指定介護療養型医療施設は、条例第十七条第二項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

(記録の整備)

第三十一条 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該入院患者の退院の日から五年間保存しなければならない。

一 五 略

六 第二十九条第二項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(設備)

第三十二条 条例第二十条第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 条例第十九条第一項に規定するユニット（以下単に「ユニット」という。） 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。

(一) 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 略

(2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの条例第十九条第一項に規定する共同生活室（以下単に「共同生活室」という。）に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下とすること。

(3) ・(4) 略

(二)～(四) 略

二 機能訓練室 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 条例第十九条第一項に規定するユニット型指定介護療養型医療施設(以下単に「ユニット型指定介護療養型医療施設」という。) (療養病床を有する病院であるものに限る。)にあつては、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

三 略

2・3 略

(指定介護療養施設サービスの提供の方針)

第三十三条 略

2 略

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(勤務体制の確保等)

第三十七条 略

2・3 略

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第三条第一項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(二)～(四) 略

二 機能訓練室 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) ユニット型指定介護療養型医療施設

(5) ユニットに属さない病室を改修しユニットとする場合の病室を隔てる壁については、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えないこと。

あつては、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

三 略

2・3 略

(指定介護療養施設サービスの提供の方針)

第三十三条 略

2 略

(勤務体制の確保等)

第三十七条 略

2・3 略

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならぬ。

(準用)

第三十八条 第二条、第四条から第十一条まで、第十三条から第十五条まで、第十九条から第二十一条まで及び第二十三条から第三十一条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二十九条第一項中「条例」とあるのは「条例第二十五条において準用する条例」と、第二十条中「第五条から第十条まで及び第十三条から第十八条までの規定並びに第四条から前条まで及び次条から第三十一条まで」とあるのは「第二十一条から第二十四条まで並びに第二十五条において準用する条例第五条から第八条まで及び第十五条から第十八条までの規定並びに第三十三条から第三十七条まで並びに第三十八条において準用する第四条から第十一条まで、第十三条から第十五条まで、前条、次条及び第二十三条から第三十一条まで」と、第二十一条中「第十三条」とあるのは「第三十八条において準用する第十三条」と、同条第三号及び第三十一条第五号中「第二十七条第二項」とあるのは「第三十八条において準用する第二十七条第二項」と、第二十一条第四号及び第三十一条第六号中「第二十九条第一項」とあるのは「第三十八条において準用する第二十九条第一項」と、第二十五条第一項中「第十三条各号」とあるのは「第二十三条各号」と、第三十一条第二号中「第九条第四項」とあるのは「第二十一条第六項」と、同条第三号中「第九条第二項」とあるのは「第三十八条において準用する第九条第二項」と、同条第四号中「第十九条」とあるの

(準用)

第三十八条 第二条、第四条から第十一条まで、第十三条から第十五条まで、第十九条から第二十一条まで及び第二十三条から第三十一条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第四条第一項、第二十九条第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例第二十五条において準用する条例」と、第二十条中「第五条から第十条まで及び第十三条から第十八条までの規定並びに第四条から前条まで及び次条から第三十一条まで」とあるのは「第二十一条から第二十四条まで並びに第二十五条において準用する条例第五条から第八条まで及び第十五条から第十八条までの規定並びに第三十三条から第三十七条まで並びに第三十八条において準用する第四条から第十一条まで、第十三条から第十五条まで、前条、次条及び第二十三条から第三十一条まで」と、第二十一条中「第十三条」とあるのは「第三十八条において準用する第十三条」と、同条第三号及び第三十一条第五号中「第二十七条第二項」とあるのは「第三十八条において準用する第二十七条第二項」と、第二十一条第四号及び第三十一条第六号中「第二十九条第二項」とあるのは「第三十八条において準用する第二十九条第二項」と、第二十五条中「第十三条各号」とあるのは「第二十三条各号」と、第三十一条第二号中「第九条第四項」とあるのは「第二十一条第六項」と、同条第三号中「第九条第二項」とあるのは「第三十八条において準用する第九条第二項」と、同条第四号中「第十九条」とあるの

は「第三十八条において準用する第十九条」と読み替えるものとする。

第四章 雑則
(電磁的記録等)

第三十九条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面(条例第二十五条の二第二項に規定する書面をいう。以下同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第六条第一項及び第九条第一項(これらの規定を第三十八条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る条例第二十五条の二第一項に規定する電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、条例第二十五条の二第二項に規定する交付等のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、同項に規定する電磁的方法によることができる。

1 附則
略

2 この規則は、令和六年三月三十一日限り、その効力を失う。

3 8 略

は「第三十八条において準用する第十九条」と読み替えるものとする。

1 附則
略

2 この規則は、平成三十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

3 8 略

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第二十二條第三項及び第三十七條第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 この規則の施行の日以降、当分の間、新規則第三十二條第一項第一号(2)の規定に基づき入院患者の定員が十人を超える秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十一号）第十九條第一項に規定するユニットを整備する同項に規定するユニット型指定介護療養型医療施設は、新規則第二條第一項第二号、同條第二項第二号、同條第三項第二号及び第三号並びに附則第三項から第五項まで及び第三十七條第二項の基準を満たすほか、同條例第十九條第一項に規定するユニット型指定介護療養型医療施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して従業者を配置するよう努めるものとする。
- 4 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の病室であつて、この規則による改正前の秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第三十二條第一項第一号(5)の規定の要件を満たしている病室については、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新規則第二十三條第二項第三号（新規則第三十八條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定介護療養型医療施設は、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。